

令和7年

飯盛靈園組合議会 12月定例会会議録

開会 令和7年12月22日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（12月）会議録

○ 令和7年12月22日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員	由 井 龍一郎	2 番 議員	工 藤 百合子
3 番 議員	山 口 たくや	4 番 議員	梅 村 正 明
5 番 議員 副 議 長	吉 田 涼 子	6 番 議員	坂 本 勇 基
7 番 議員	片 平 恭 子	8 番 議員	池 田 治 子
9 番 議員	寺 西 敬 子	10 番 議員	みずおち康一郎
11 番 議員	中 村 晴 樹	12 番 議員 議 長	北 村 哲 夫

○ 欠席議員次のとおり

なし

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 錢谷 翔

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長	瀬野 憲一	副管理者 門真市長	宮本 一孝
副管理者 大東市長	逢坂 伸子	副管理者 四條畷市副市長	藤岡 靖幸
事務局長	大塚 幸秀	次長	砂原 弘佳
次長兼施設課長	清水 鉄也	次長	奥林 学
総務課長	中川 誉士	管理課長	森井 規仁

○ 事務局出席者次のとおり

総務課参事兼課長補佐	梅本 光	総務課課長補佐	植村 静香
施設課課長補佐	香川 英則		

○ 議事日程次のとおり

日程第1		議席の指定
日程第2		会期について
日程第3	認定第1号	令和6年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第2号	令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第10号	一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案
日程第6	選任同意第3号	監査委員の選任について
日程第7	議案第11号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
日程第8	議案第12号	飯盛斎場再整備運営事業設計・建設工事請負契約の締結について
日程第9	議案第13号	飯盛斎場の指定管理者の指定について
日程第10		一般質問

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課課長補佐	植村 静香
---------	-------

○北村哲夫議長 これより組合議会定例会を開会いたします。本日ここに招集されました12月定例会を開会いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶にかえさせていただきます。これより着座にて失礼させていただきます。次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日、ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙の折りにもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例会では、令和6年度の各会計決算の認定及び条例並びに選任同意などの御審議をお願いすることといたしております。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 それではこれより本日の会議を開きます。時に午後2時2分

本日は全員の御出席であります。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員を定めます。7番、片平恭子議員、11番、中村晴樹議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。直ちに日程に入ります。

日程に先立ち御報告を申し上げます。

監査委員から令和7年7月から11月実施分までの例月出納検査の結果について書類報告がなされております。報告文書につきましては、各議員の机の上に配布しております。

以上で報告を終わります。

これより日程に入ります。

本日の日程は、日程第1、議席の指定から日程第10、一般質問まで計10件を付議すべきこととなっております。

なお、日程第7、議案第11号から日程9、議案第13号につきましては、本日付をもって新たに提出されたものであります。

それでは、日程第1、議席の指定について議題といたします。

本年9月10日に守口市議会において飯盛霊園組合議会議員に選出されました、由井龍一郎議員、工藤百合子議員、山口たくや議員、梅村正明議員の議席につきましては、会議規則第3条第1項の規定に基づき議長により指定いたします。

各議員の席は、現在、御着席の番号をもって指定し、ただいま配布しております議席表をもちましてこの発表にかえさせていただきます。

それでは、日程第2、会期についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に移ります。日程第3、認定第1号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて及び日程第4、認定第2号、令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを併せて議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、付議事件の1ページの認定第1号、令和6年度飯盛霊園組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び3ページの認定第2号、令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括して御説明申し上げます。

まず、組合及び斎場の管理運営に関する経費を計上いたしております、

認定第1号の一般会計について御説明申し上げますので別冊の歳入歳出決算書の3ページをご覧ください。

歳入合計は、ページ中央、収入済額の列1番下の歳入合計欄に記載のとおり3億7,866万9,067円でございます。

次に、4ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額の列1番下の歳出合計欄に記載のとおり3億5,454万79円でございます。結果、欄外左下に記載のとおり、歳入歳出差引残額としては2,412万8,988円の黒字となっております。

それでは、次に歳出の主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、ここで別冊の決算に関する調書の冊子7ページをご覧ください。

1款、議会費は256万1,234円で、これは議員報酬など議会の運営に要した経費でございます。

次に、2款、総務費は1億6,409万2,960円で、これは組合の管理運営に要した経費でございます。そのうち、1項、1目の一般管理費は1億6,358万8,131円で、2節の給料から次ページの4節の共済費までは職員の人件費となっております。

次に、12節、委託料は755万301円で、主には庁舎及び周辺施設夜間警備業務委託、サーバー等保守業務委託となっております。

また、9ページの24節、積立金は5,744万1,000円で、これは斎場整備基金への積立金となっておりますが、そのほとんどは昨年度の飯盛斎場再整備運営事業の入札不調により、令和6年度に予定していた関連の委託の一部を次年度に延期したことに伴う財源を積み立てたものとなっております。

次に、2目の公平委員会費につきましては18万355円でございます。

次に10ページの2項、1目の監査委員費は32万4,474円でございます。

次に、3款、葬斎費は火葬場の管理運営と組合葬儀に係る経費でございます。

1項、1目の斎場運営費は1億5,920万267円となっており、うち、10節の需用費は4,138万2,985円で、主なものとして燃料費2,415万3,580円は火葬にかかる灯油の購入費となっております。

次に、11ページをご覧ください。

12節、委託料は8,088万659円で、主には火葬等業務委託が5,940万円、飯盛斎場建て替えに伴う事業者選定支援業務委託が998万2,060円となっております。

次に、14節、工事請負費は3,549万1,720円で、主には火葬炉設備補修工事が3,135万円となっております。

次に、12ページをご覧ください。

5款、公債費2,868万5,618円は、令和4年度及び令和5年度に実施した斎場崖面改修工事に係

る借入金に対する元利償還金で、そのうち元金は2,852万8,775円、利子は15万6,843円となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

引き続きまして、歳入の主なものについて御説明いたしますので3ページのほうにお戻りください。

1款、分担金及び負担金は1億6,500万円で、これは関係市からの分担金となっております。

なお、各市負担割合の算定につきましては、規約に基づき均等割10パーセント、人口割90パーセントにて算出してございます。

次に、2款、1項、1目の斎場使用料は1億6,871万3,690円で、うち火葬炉使用料は1億6,495万4,000円となっております。なお、寝屋川斎場の改修工事の完了に伴い、一時的に増加していた寝屋川市民の利用が減少した影響により、火葬炉使用料が昨年度と比べ4,541万3,500円の減となっております。

次に、4ページをご覧ください。

3款、1項、1目の物品売払収入につきましては、470万3,200円となっております。

これは、令和4年度から新たな収入源としたもので、残骨灰の減容化処理の過程で選別された有価物を売却したものとなっております。

次に、5ページをご覧ください。

6款の繰越金1,958万1,608円は、前年度からの繰越しでございます。

次に、6ページをご覧ください。

7款、2項、1目の雑入は123万8,669円で、主には広告パンフレット設置料の98万5,800円となっております。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、14ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

区分3の歳入歳出差引額は2,412万9,000円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支額も同額の黒字となっております。

次に、15ページの財産に関する調書をご覧ください。

上段1の公有財産及び中段2の物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

3の基金につきましては、斎場整備基金について、決算年度中に1,927万5,000円の取崩しと5,744万1,000円の積立てを行った結果、決算年度末現在高は8,994万4,000円となっております。なお、一般会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果についてにおいて記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、認定第2号、令和6年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明を申し上げます。

特別会計には、霊園事業の管理運営に関する経費を計上いたしております。

ここで、別冊の歳入歳出決算書の7ページをご覧ください。

歳入合計は、収入済額の列の1番下の歳入合計欄に記載のとおり6億9,917万9,231円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出合計は、支出済額の列1番下の歳出合計欄に記載のとおり5億9,608万6,757円でございます。

結果、欄外下に記載のとおり、歳入歳出差引残額としては、1億309万2,474円の黒字となっております。

ございます。

それでは、次に歳出の主なものにつきまして内容を御説明いたしますので、再び、別冊の決算に関する調書の冊子 23 ページをご覧ください。

1 款、1 項、1 目の一般管理費は 2 億 8,861 万 5,040 円で、1 節の報酬から 4 節の共済費までは、職員の人件費となっております。

次に、24 ページをご覧ください。

12 節、委託料は 1,879 万 4,347 円で、主には霊園管理システム機能改修業務委託が 666 万 6,000 円、盆、彼岸等園内交通誘導警備業務委託が 467 万 5,000 円となっております。

次に、13 節、使用料及び賃借料は 1,413 万 4,447 円で、主には盆等の繁忙期に運行しております臨時バスの借上料となっております。

次に、25 ページの 22 節、償還金、利子及び割引料は 2,581 万 7,265 円で、これは墓所返還等に係る還付金でございます。

次に、24 節、積立金 1 億 2,108 万 3,000 円は、条例に基づき長期分納維持費として収納した金額などを霊園整備基金に積み立てたものでございます。

次に、2 款、1 項、1 目の運営費は 1 億 2,275 万 6,417 円で、うち 26 ページの 12 節、委託料は 5,956 万 8,654 円となっており、主には、園内施設清掃等業務委託が 4,624 万 3,560 円、送配水管改修工事設計業務委託が 382 万 8,000 円となっております。

次に、14 節、工事請負費は 5,322 万 212 円で、主には 27 ページの危険木等伐採工事の 2,272 万 4,900 円となっております。

次に、2 項、1 目の建設費は 1 億 8,471 万 5,300 円で、うち 12 節、委託料は 3,728 万 5,600 円となっており、主には、公園整備基本計画策定業務委託が 1,535 万 6,000 円、樹木埋葬所基本設計等業務委託が 860 万 6,400 円となっております。

次に、28 ページの 14 節、工事請負費は 1 億 4,742 万 9,700 円で、主には記名板等整備工事が 1 億 1,854 万 7,000 円、12 区 7 列の墓所整備工事が 2,381 万 1,700 円となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、19 ページにお戻りください。

1 款、1 項の使用料は、3 億 2,724 万 2,750 円で、うち 1 目、1 節の霊地使用料は 1 億 8,613 万 3,780 円となっております。

これは、令和 6 年度に墓所使用許可を行った 52 件分の永代使用料 5,455 万 5,800 円と 1,115 件分の虹の丘使用料 1 億 3,029 万 9,980 円などでございます。

これらにつきましては、従来からの墓所の使用が年々減少傾向にある一方で、合葬墓虹の丘の使用者につきましては昨年度より増加した結果となっております。

次に、2 節の霊園維持費は 1 億 4,110 万 8,970 円で、その内訳は 20 年分を前納する長期分納維持費 9,015 万 8,000 円と、3 年分を前納する短期分納維持費 4,894 万 1,760 円などでございます。

次に、2 項、1 目の霊園手数料 280 万 2,050 円は、墓所の承継等に伴う許可書の交付手数料などでございます。

次に、20 ページをご覧ください。

2 款、1 項、1 目の利子及び配当金 2,419 万 20 円は、霊園整備基金の運用利子でございます。

次に、21 ページの 4 款、1 項、1 目の霊園整備基金繰入金は 2 億 7,377 万 2,000 円となっており、次に、5 款、1 項、1 目の繰越金 6,148 万 8,578 円は、前年度からの繰越額でございます。

次に、22 ページをご覧ください。

6款、3項、1目の雑入は948万3,833円で、主には交付税配分金の788万6,000円となっております。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、29ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

区分3の歳入歳出差引額は1億309万2,000円の黒字となっており、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額も同額の黒字となっております。

次に、30ページの財産に関する調書をご覧ください。

上段1の公有財産及び下段2の物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次に31ページの3の基金は霊園整備基金で、決算年度末現在高の合計額は、41億9,052万8,083円となっております。

なお、霊園事業特別会計の歳入歳出の詳細につきましては、別冊の主要な施策の成果についてにおいて記載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いをいたします。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号、令和6年度飯盛霊園組一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和6年度飯盛霊園組霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これにより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

○北村哲夫議長 これより認定第1号並びに認定第2号を採決いたします。

本件はこれを認定することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれのとおり認定することに決しました。

次に移ります。

日程第5、議案第10号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは付議事件の5ページをご覧ください。

議案第10号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、退職手当の算定の基礎となる在職期間について、他の地方公務員等から本組合の職員となった場合における取扱いについて所要の改正を行おうとするものです。

それでは、改正内容を御説明いたしますので6ページと7ページを御参照ください。

現条例第8条では、他の地方公務員等から引き続き本組合の職員となった場合には他団体における在職期間も本組合の退職手当の算定の基礎となる在職期間として通算すること、ただし、他団体から退職手当を支給された場合は通算しないことなどが定められております。

今回の改正では、退職手当の算定の基礎となる在職期間については、本組合と他団体間での相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により合意があった者のみ、他団体における在職期間を通算することを規定するものでございます。

次に、附則についてでございますが、この条例の施行期日を公布の日とするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第10号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これにより質疑に入ります。

○由井龍一郎議員 議長。

○北村哲夫議長 1番、由井議員。

○由井龍一郎議員 守口市選出議員の由井龍一郎です。私のほうからいくつか質疑をさせていただきます。現行条例では、第8条5項で示されているように、地方公務員等が引き続いて当組合の職員となった場合は退職手当の基礎となる勤続期間の計算に用いる在職期間を計画的な人事交流に限定せず通算する規定となっているわけでございますけれども、これまで、このような運用を行った実績はあるのでしょうか。また、改正によってどのような効果・影響があると考えておられるのでしょうか。次に条例改正によって、地方公務員等が組合の職員となる場合は、計画的な人事交流により条例の適用を受けた場合のみ退職手当の基礎となる勤続期間の計算に用いる在職期間が通算されることとなりますが、そのことによって地方公務員等が転職によって組合の職員になろうとする転職を希望する機会が減る可能性があると考えますがいかがですか。以上、答弁を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 まず運用実績の有無についてお答え申し上げます。

当組合におきまして、当該規定を適用した勤続期間の通算を行った実績はございません。また、応募者より規定の適用について相談された事例もございません。

次に本改正に係る効果及び影響についてお答え申し上げます。

まず、本改正によるメリットといたしましては、計画的な人事交流に限定することにより、民間企業等からの転職者との差をなくし、より公平性を確保できるようになること、また、財政面におきましても、組合の負担軽減となることが考えられます。

また、条例に明記することで、職員や市民に対してどのケースで在職期間が通算されるかが明確になると考えております。

一方でデメリットといたしましては、退職手当の積算根拠となる勤続期間が通算されないことから、その点を重要視される応募者がおられる可能性は否定できないことが挙げられます。

次に転職による応募機会の減少の可能性についてお答え申し上げます。

退職手当は、勤務条件や職務内容、やりがいといった総合的な観点の一つに過ぎず、過去においても応募者からの相談を含めて事例がなかったことから、転職希望に与える影響は少ないと考えております。

このことから、本改正により、職員以外の地方公務員等が組合職員を志す機会が大きく減少するものではないと考えております。当組合としましても、人材の確保は重要な課題と考えております。

が、現状、職員募集に対して一定の応募者は確保できており、競争力は働いていると認識をしております。今後も国や構成市の動向を注視しつつ、人事管理に支障をきたすことのないよう努めてまいります。

○北村哲夫議長 再質問はないですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○由井龍一郎議員 議長。

○北村哲夫議長 1番、由井議員。

○由井龍一郎議員 議案第10号、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

在職期間の通算を計画的人事交流のみに限定すれば、転職による優秀な人材や即戦力の確保に影響が出ると考えます。労働者が転職を考える際、転職先の勤務条件を確認するのは当然であり、転職先を選べる優秀な人材であればあるほど他の転職希望先と勤務条件の比較をするのもまた当然であります。質疑に対する答弁では、転職希望に与える影響は少ないとしながらも、少なからず影響を認めているわけであります。

本改正条例案は、労働者からすればまさに勤務条件の改悪であり、当該在職期間の通算を行う自治体が多い中で条例改正を行うことによって優秀な人材や転職の確保に影響が出るのは必然であります。

当該在職期間の通算は、現行条例のまま維持することが優秀な人材の確保につながるものであり、市民の利益にも資するものであると考えます。また、当該在職期間の通算について、国家公務員退職手当法では計画的人事交流に限らず通算されており、総務省が各地方公共団体に示す条例案でも計画的人事交流に限らず通算されるものです。

財政面における組合の負担軽減効果があるという趣旨の答弁もありましたが、当該在職期間の通算について計画的な人事交流に限定している自治体は、大阪府下43団体のうち僅か11団体しかない状況であり、地方公務員の退職手当は地方公務員法第24条第2項に従って、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されていることから、他の地方公共団体の状況を考慮すれば不自然な改正であると言わざるを得ません。

以上のことから、労働者からすれば勤務条件の改悪となり、当組合の人材確保にも影響を及ぼす本改正条例案には賛成できないと述べて討論といたします。

○北村哲夫議長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○北村哲夫議長 起立多数であります。御着席ください。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第6、選任同意第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。
この際申し上げます。

地方自治法第117条の規定により工藤議員の退場を願うことといたします。

(工藤百合子議員 退場)

○北村哲夫議長 議題の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 選任同意第3号につきまして御説明申し上げます。

監査委員の選任についてでございますが、議会の議員の皆様の中から委員をお願いするものでございます。

つきましては、工藤百合子議員を適任と認め選任いたしたく存じますので、よろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論もないようでございますので討論を終結いたします。

これより選任同意第3号を採決いたします。本件はこれに同意することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決しました。

それでは、工藤議員の入場をお願いいたします。

(工藤百合子議員入場)

○北村哲夫議長 この際、工藤議員に申し上げます。

本件につきましては、ただいま審議の結果、同意することに決しました。

次に移ります。

日程第7、議案第11号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、本日、追加で机上配布しております付議事件の1ページをご覧ください。

議案第11号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は一般職の職員の給与等に関しまして、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた改正を行おうとするものです。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、まずは2ページから11ページまでを御参照ください。

第1条は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、内容といたしましては第14条において、通勤距離に応じた通勤手当の額の一部を引き上げるとともに、第20条及び第21条

において期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げようとするものです。

また、別表第1の職員の給料表につきましては、若年層に特に重点を置きつつ全ての職員を対象として給料を引き上げようとするものでございます。

次に、11ページから17ページまでを御参照ください。

第2条では、第1条と同じく一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものですが、こちらは令和8年4月1日から施行しようとするものとなります。

内容といたしましては、第14条において、第2項第2号で規定する通勤距離に応じた通勤手当の額について、66,400円を超えない範囲内で規則で定める額とするよう改めると共に、第5項を新たに加え、駐車場等を利用する職員への駐車場等に係る通勤手当の支給について規定するほか、用語及び引用条項の整理等を行うものです。

また、第20条及び第21条においては、令和8年度からの期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ改めようとするものでございます。

次に、17ページ及び18ページを御参照ください。

第3条では、令和6年12月定例会において御可決いただきました一般職の職員の給与に関する条例及び飯盛霊園組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その一部を改正するもので、内容といたしましては附則第13項及び第15項において、令和8年度における地域手当及び会計年度任用職員の基準月額に関する経過措置についてそれぞれ定めようとするものでございます。

最後に、附則について御説明申し上げますので、18ページ及び19ページを御参照ください。

第1項から第3項までは本条例の施行期日及び適用日を定めるものでございます。

第4項から第6項までは給与等の内払に関して定め、第7項から第9項までは会計年度任用職員に対する準用に関して定めております。

第10項は管理者への委任事項に関して定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第8、議案第12号、飯盛斎場再整備運営事業設計・建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、本日追加の付議事件の 21 ページ及び 22 ページをご覧ください。
議案第 12 号、飯盛斎場再整備運営事業設計・建設工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

まず、契約の相手方は村本建設株式会社を施設整備代表企業として、株式会社昭和設計、株式会社環境技術研究所、株式会社戸田芳樹風景計画、株式会社宮本工業所で構成された共同企業体となっております。

次に、契約金額は施設整備に係る額として 62 億 9,573 万 4,866 円、契約対象といたしましては施工場所及び工事概要に記載のとおりでございます。

設計、工事期間につきましては、議決の日の翌日から令和 11 年 12 月末日までとしております。

最後に、契約方法につきましては、総合評価落札方式による条件付き一般競争入札により、令和 7 年 12 月 18 日に仮契約を締結させていただいたところでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 12 号、飯盛斎場再整備運営事業設計・建設工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。

日程第 9、議案第 13 号、飯盛斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 それでは、本日追加の付議事件の 23 ページをご覧ください。

議案第 13 号、飯盛斎場の指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

飯盛斎場につきましては、その再整備に伴い指定管理者制度を導入することといたしております。

今回の飯盛斎場再整備に関しては、施設の設計、建設及び維持管理、運営を一括して発注するいわゆる DBO 方式を採用し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に準じた方法により事業者を公募しており、その選定に当たっては学識経験者等で構成する飯盛斎場建て替えに伴う事業者選定委員会を附属機関として設置し、当該委員会において厳正かつ慎重な審査を行ってまいりました。この結果、選定委員会からの答申を踏まえ、株式会社合人社計画研究所を代表企業とする事業者を落札者として決定したところでございます。

このたびの指定管理者の指定に当たっては、飯盛霊園組合公の施設に係る指定管理者の指定手続

等に関する条例第7条第3項の規定に基づき、公募等によらずに、当該事業者が設立した特別目的会社である株式会社飯盛翠悠の杜を指定管理者として選定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定の御決定をお願いするものでございます。

なお、指定期間につきましては、令和10年11月1日から令和32年3月31日までの21年5か月間とするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第13号、飯盛斎場の指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○北村哲夫議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北村哲夫議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより一般質問に入ります。

通告に従い、片平議員からこれを受けることといたします。

○片平恭子議員 議長。

○北村哲夫議長 7番、片平議員。

○片平恭子議員 門真市選出の片平恭子です。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従い、残骨灰に含まれる有価物の取扱いについてお伺いいたします。

火葬場では故人の火葬後に残骨灰が発生します。この残骨灰には有価物が含まれていることがあり、これは生前に体内に埋め込まれていた人工関節や歯科材料、医療器具などに由来するものとされています。本組合においても、火葬業務の透明性、公平性そして公共財産としての適切な管理の観点から、残骨灰に含まれる有価物の取扱いについて確認させていただきたく質問させていただきます。

まず初めに、本組合における火葬場での残骨灰に含まれる有価物の取扱いについてどのような方法で管理されているのか現状をお聞かせください。

次に有価物の取扱いに当たり遺族への説明や同意手続、倫理的配慮について本組合ではどのように対応されているのでしょうかお聞かせください。

最後に収益の活用方法についてお聞かせください。

○大塚幸秀事務局長 議長。

○北村哲夫議長 事務局長。

○大塚幸秀事務局長 残骨灰に含まれる有価物の取扱いに関して順次お答え申し上げます。

まず、火葬後に発生する残骨灰につきましては、毎年度、一般競争入札により残骨灰処理業務委託事業者を選定し委託により適正に処理をしております。委託内容といたしましては、火葬後に発生した残骨灰を回収の上、減容化後、遺骨を組合に返却するとともに減容化の過程で抽出された有

価物については、精錬のうえ組合へ返還することとしております。更に処理後に残る残渣につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づき適正に処理をしております。また、事業者から返還を受けた有価物につきましては、翌年度に一般競争入札を実施し提示された売払額の総額が最も高額である事業者に対して売払いを行っております。

次に遺族への対応についてお答えを申し上げます。現在、残骨灰に含まれる有価物の取扱いについて、特段の周知や説明等を遺族に対して行っておりませんが、火葬後の各収骨に当たり、遺族の皆様には、全ての遺骨について収骨が可能であることを御案内しており、遺族の意思に基づいて収骨が行われているところでございます。また、残骨灰に含まれる有価物の多くは、歯科治療により使用された金歯や銀歯などが火葬の過程で溶解し、台車の保護材等と一体となって凝固した状態のものに含まれておりますが、これらを有価物として取得するためには、専門的な技術力や設備、若しくは業務委託による抽出及び精錬作業が必要となります。なお、主な火葬場に聞き取り調査を行ったところ、遺族が収骨時に残骨灰から有価物を取得する事例はございませんでした。

こうした事情から、遺族による個別の取得は現実的に困難であり、組合において一括して適正に処理を行っております。なお、処理に当たっては関係法令に基づくとともに、遺骨の尊厳に十分配慮しているところでございます。

次に収益の活用方法についてお答え申し上げます。有価物の売払いにより得られた収入につきましては、組合及び斎場の管理運営に関する予算を計上する一般会計に歳入として計上しており、これらの財源として活用させていただいているところでございます。

○北村哲夫議長 再質問はないですか。

それでは、片平議員の質問を終わり一般質問を終了いたします。

以上で本定例会に付議した事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○銭谷翔管理者 議長。

○北村哲夫議長 管理者。

○銭谷翔管理者 閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日の定例会を招集申し上げ、条例など諸議案の御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御認定、御可決等を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これからますます寒さが厳しくなっていますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、よき新年をお迎えになられますことを心からお祈りを申し上げます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御助言を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、誠に簡単でございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○北村哲夫議長 続きまして閉会に当たり私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、終始、慎重なる審議の結果、ここに適切なる議会の意思決定をされたことに対し深く敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。

さて、今年も余すところあと僅かとなりました。皆様におかれましては、一層の御自愛と御健勝を祈念いたしまして誠に簡単でございますが閉会の御挨拶といたします。

それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。どうも御苦労様でございました。

時に午後2時56分